

は、日本が武力攻撃を受ける事態ではありません。受けていないにもかかわらず、他の紛争にアメリカが介入したときに、日本がそれを支援し、自ら軍事的に介入する仕組みです。そのようなことをすれば、日本に戦火を呼び込むことになるのは明らかです。

日本がやるべきことは、南西諸島における米軍的強化、沖縄本島における米軍基地の強化ではなくて、あくまで紛争の平和的解決を働きかけます。外交努力であって、国民に重大な犠牲をもたらす武力介入など、絶対にやつてはならないと思います。そのように考えていつた場合に、危険極まりない安保法の廃止は急務だということを強調しておきたいと思います。

次に、外国軍隊への麻薬などの譲渡について伺います。

今回、麻薬及び向精神薬取締法の特例を設けて、自衛隊が、厚生労働大臣の許可を得なくては、外國軍隊に医療用麻薬などを提供できるようになります。

まず、この規定を法案に盛り込むことになった経緯から伺いますが、事前の説明では、陸上自衛隊が現在、南西諸島の防衛についての研究を重ねており、日米共同作戦の際に負傷した米兵の治療が手遅れになることへの懸念の声が上がっていたことから、厚生労働省と調整を行い、今回の特例を設けることになった、このように聞いておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○岸国務大臣

防衛省におきましては、自衛隊と外國軍隊との協力関係が進展していることを踏まえて、両者が共に活動する場合における衛生分野での課題について鋭意検討を進めてきたところであります。

その結果、麻薬や向精神薬に該当する医薬品について、これらを自衛隊から外國軍隊に速やかに譲り渡すことができれば、自衛隊及び自衛隊と共に活動する外國軍隊のより円滑な運用に資する判断し、麻薬及び向精神薬取締法の所管省である厚生労働省と協議を行ってきたところであ

ります。

今般、厚生労働省との間で協議が調ったことから、当該法案の速やかな成立を図るべく、今国会に改正案を提出したところであります。

○赤嶺委員

自衛隊と米軍の協力関係が発展している中で、今回の医薬品の提供、このことが法案になつたということですが、具体的には、どんな場面でどのような医薬品を提供することを想定しているんですか。

○鈴木政府参考人

お答えいたします。

今回、特例規定に基づき麻薬等を譲り渡す場合としては、例えば、国内で共同して活動を行つている外国の軍隊に負傷者が発生し、その治療に必要な麻薬等に該当する医薬品の提供を求められ、自衛隊から提供する場合などを想定しております。

また、譲り渡すことを想定している具体的な医薬品としては、麻薬に該当するものとしてはモルヒネ塩酸などの鎮痛薬を、向精神薬に該当するものとしてはジアゼパムなどの鎮静薬などを想定しているところでございます。

○赤嶺委員

日米の共同の軍事活動の中で、こういう必要性まで出てきたという説明であります。去年の十二月に、共同通信が、米軍と自衛隊が台湾有事を想定した新たな共同作戦計画の原案を策定したことを探りました。台湾有事を安保法に基づく重要影響事態と認定し、南西諸島の約四十か所の離島を対象に米軍が臨時の軍事拠点を置き、相手の攻撃をかわすために島々を転々としながら中国艦艇への攻撃を続けるという内容であります。自衛隊には、輸送や弾薬の提供、燃料補給など、後方支援を担わせるとしています。

政府は公式には認めていないわけですが、やはりそういう検討をやつてることではないかと思ひます。今回の改定も、そうした共同作戦計画の検討の中から出てきたものではありませんか。

○岸国務大臣

米軍との間では平素から様々な情勢がはつきり見えるような形で、南西諸島への軍事強化もやめていただきたいと思います。

時間の範囲内だと一問伺いますが、引き続き日本ガイドラインとの関係です。

政府はこれまで、日米間の役割について、米軍が矛の役割を果たし、自衛隊は盾の役割を果たすと述べてきました。

一九九七年に改定されたガイドラインでは、武力攻撃事態における航空攻撃や周辺海域の防衛、弾道ミサイル攻撃について、それぞれ、米軍による打撃力の使用に言及しておりました。

ところが、二〇一五年のガイドラインでは、米軍による打撃力の使用に言及しているのは、一か所だけ、領域横断作戦のところで触れるだけになっています。個々の作戦での言及はなくなっています。

施することができます。しかも、打撃力の使用を伴う作戦を実

し控えさせていただきます。

○赤嶺委員

答弁を差し控えるということでありますが、実態としては、例えば今年一月の2ブロックの共同発表、これは、緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した、こう2ブロックで明記されているわけですね。県民の命が懸かった重大な問題であります。しかし、それを問い合わせると、日米間で秘密裏に事を進め、説明できないと答える。

しかしながら、突然県民が戦火に巻き込まれるという危機感もあります。偶發的な軍事衝突、今のような軍事の拡大強化、これがずっと続いていると、そういう軍事衝突が偶發的に起こる危険さえあります。県民が突然戦争に巻き込まれる、そういう事態になることを危惧しております。危惧どころか、これは沖縄戦の再来だと。

台湾有事は日本有事、そして、南西諸島の軍事を強化しよう、沖縄の米軍基地は日米同盟にとって必要だと。こんな、県民の苦しみを離れた、しかも勇ましい、そういう議論は是非とも慎んでいただきたい。大臣がおっしゃっていたような平和解決、この姿勢で臨むのであれば、そういう姿勢がはつきり見えるようになります。

時間が範囲内だと一問伺いますが、引き続き日本ガイドラインとの関係です。

政府はこれまで、日米間の役割について、米軍が矛の役割を果たし、自衛隊は盾の役割を果たすと述べてきました。

○太塚委員長

次に、太栄志でございます。

○太委員

太栄志でございます。

今回、初めて安全保障委員会での質問となりました。昨年、国会で議席を初めて預からせていただきました。

ここになりまして、そして、ようやくこの場所に立つことができました。

防衛大臣始め、また政府関係者の皆さん、この間、ウクライナ情勢が大変深刻な、また緊迫する

中で、本日も大変貴重な時間をいただきまして、心より感謝申し上げ、また、皆さんの御尽力に併せて敬意と感謝を申し上げます。

まず、今、我が国としてなすべきこと、これを、ウクライナに平和を取り戻していく、そのため、あらゆる手段で知恵を使って取組をしていかなければいけないと思っております。ロシアに対する対しては、徹底して制裁を強化していく、何よりも、一刻も早く、停戦に向けた取組ということを

わけではなく、使用を考慮するだけになつていま

す。なぜこういう書きぶりに変わっているんですか。

○増田政府参考人

お答え申し上げます。

一九九七年の日米ガイドラインから、二〇一五年のガイドラインを新しくつくるに当たりまして、その間の二十年近くの防衛政策の進展、日米協力の進展を反映させまして、かなり充実した内容になつて、大部なものになつてまいりました。

御指摘の打撃力の件につきましては、米軍が

威力を使用する作戦を実施する場合、様々な領域において様々な様相を取ることがあり得る、そのため、二〇一五年に策定した日米ガイドラインにおいて記述するのではなくて、領域横断的な作戦の項目において記述することとしたものでございます。

R活動や宇宙・サイバー空間における脅威への対処などを陸海空といった個別の作戦様相の一つ一つにおいて記述するのではないということと同様

に、米軍による打撃力の使用についても、個別に記述するのではなくて、領域横断的な作戦の項目において記述することとしたものでございます。

○赤嶺委員

紙が来ましたので、質問を終わります。

○太塚委員長

次に、太栄志でございます。

○太委員

太栄志でございます。

今回、初めて安全保障委員会での質問となりました。昨年、国会で議席を初めて預からせていただきました。

ここになりまして、そして、ようやくこの場所に立つことができました。

防衛大臣始め、また政府関係者の皆さん、この間、ウクライナ情勢が大変深刻な、また緊迫する

中で、本日も大変貴重な時間をいただきまして、心より感謝申し上げ、また、皆さんの御尽力に併せて敬意と感謝を申し上げます。

まず、今、我が国としてなすべきこと、これを、ウクライナに平和を取り戻していく、そのため、あらゆる手段で知恵を使って取組をしていかなければいけないと思っております。ロシアに対する対しては、徹底して制裁を強化していく、何よりも、一刻も早く、停戦に向けた取組ということを

欧米諸国含めて団結してやつていかなきやいけないと思つております。

同時に、各社の世論調査でも明らかになつております、今、我が国の七割から八割の国民が、日本安全保障への今回のウクライナ情勢の影響と

いうものを大変不安に思つてゐる。こういつた情勢の中で、やはり、日本周辺、もちろんウクライナの平和もそうです、東アジア、インド太平洋地域において徹底して外交的な努力また対話を、各國を通して平和を守つていくこと、そのことも大事でありますし、この後、私も具体的に質問してまいりますが、まさに今こそ防衛力を強化していくこと、そのため人的な基盤の強化、そういう意味でも、本日は、自衛官の待遇の在り方、本当に有事の際に我が国として国民をしっかりと保護していくのか、守つていただけるのか、その点に関する確認したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

まず、その前に、一月三十一日、小松基地を飛び立つたF15戦闘機の二名の航空自衛隊のパイロットが殉死しましたこと、私からも心からの敬意と哀悼の誠をさせたいと思つております。

私の弟も、航空自衛隊で一時期、戦闘機課程の訓練生として、T4です、乗つっていましたが、改めて、自衛隊の待遇の在り方を考える際には、まさに自衛隊員と家族の視点というのを持ちながら本日は議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

私が言うまでもありません。日本の独立と主権を守り、平和を維持するために一命を賭して守つてくれるのが自衛官。しかし、自衛官の待遇の重要性を国は、政治は認識しているのでしょうか。

今、我が国周辺の安全保障環境は悪化し、ウクライナ紛争があります。これから日本の防衛力をしつかりと高め抑止力を向上させていく上で、ま

ずは、人的な基盤としての個々の自衛官が高い士気と誇りを持って任務の遂行に当たつていくことが極めて重要であります。

そういう中、今、大きな問題は、まさに、い

かに自衛隊員を確保していくのか。先ほど徳永議員からもありました中途退職者の問題、特にこの

十年間で約四割近く増加して、年間四千人近くの中途退職者がいるのが今現状です。

こういつた中で、大臣に伺いたいと思います

が、先ほど、防衛省としても大臣としても様々工

夫をされているというふうには聞きました。です

けれども、私としましては、更なる、自衛隊員を確保するため、そのための何か、そういういた措置等を行つてあるのかどうか、取組を行つてあるか

どうか、そこら辺をお答えいただければと思っております。お願ひいたします。

○岸国務大臣 日本国社会の少子化が進む中で、人材の確保というのは大変大きな課題でございま

す。一方で、なぜ、七十年前ですか、発足当時の警察予備隊、その後の保安隊、その当時の発想で

も議論されてきたというふうに承知をしておりま

す。一方で、なぜ、七十年前ですか、発足当時の

警察予備隊、その後の保安隊、その当時の発想で

も議論されてきたというふうに承知をしておりま

防衛省の職員の給与等に関する法律第十五条の規定によりまして、防衛出動手当として、政令で定める額の防衛出動基本手当と防衛出動特別勤務手当が支給されることとなつていてます。

これらの手当の対象となる勤務の危険性や困難性は、発生する事態の態様により様々な強度のものがあると考えられるところですが、防衛出動によりその任務に当たる隊員に対する処遇については、隊員が誇りを持って、安んじて任務の遂行ができるようになることが重要であります。これら点に十分配慮して、適切な処遇となるよう、不斷の努力、検討をしてまいりたいと思います。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

ただ、残念ながら何も決まっていないということだと思うんですが、どういうことなんでしょうか、本当に。我が国としては、自衛官による防衛出動というのは想定していない、あるいは有事は想定していない、そういった認識でよろしいものでしょうか。どうかお答えをお願いいたします。

○岸国務大臣 まずは、自衛隊として、我が国として、有事にならないように、万全な抑止力を備えていくべきと考えております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

一方で、大臣、私、防衛省の方に聞いていますのが、結局決められないということだと思いますが、いつまでも検討で、何年間たっていますか。まさに二〇〇三年からですので十九年間放置している、これこそ私は政治の怠慢だと思っておりませんし、大臣が先ほどおっしゃいましたけれども、これでは誇りを持って任務に当たる状況じゃないと思つておりますので、是非とも、何とか、いつになつたら検討して、鋭意検討していくということだけは思つていますが、早急に検討をする時期です。

ウクライナ情勢も受けて、いろいろと、後半で伺いたいと思っておりますが、まさに東アジアの情勢を考えたときにも、これは早急に決めていただかないことには、自衛官が全力で任務を全うす

○大塚委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時五分休憩
以上です。
いいたします。
続ぎこの点を後半の方でまた問わせていただき
いと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

午後二時十八分開議
○大塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○太委員 質疑を続行いたします、太栄志君。
質疑を続行いたします、太栄志君。
○太委員 午前中に統きました、引き続き質疑をさせさせていただきます。

二〇〇三年に導入された防衛出動基本手当について、防衛省の職員の給与等に関する法律の規定において、防衛出動基本手当及び防衛出動特別別勤手当が定められています。

務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は政令で定めるとされております。しかし、現在に至るまで、防衛出動手当の金額を定めた政令は、大臣から先ほど御説明がありましたよ

うに、未制定、決まっていない、これが現状であります。

された際に、防衛出動手当が幾ら出るか分からぬ
い状況で出撃をしなければならない。もちろん、
私も何人かの自衛官の方に聞きましたが、お金の
ことじやないと皆さん言います。ですけれども、
こうござつぱり走らなくなってしまいます。(トコトコ)

政令でしから定めるとなっています。しかめ
家族の感情からすると、こういったことすら決め
ずには、いつ有事があるか分らない、そういうた
認識を持ちながらも全く政治が役割を果たしてい
ない、私はそういうふうに思つております。

ているのではないかと思っておりますが、この点に関して、もう一度、大臣の御見解をお願いいたします。

○川崎政府参考人 事務的に、検討状況だけ、簡潔に御答弁申し上げます。

防衛出動手当を検討する上で考慮の対象となります勤務の危険性や困難性につきましては、委員会案内の通り、発生する事態の種類によつて

従事内のとおり、先生でござる意の意味。さて
様々な強度のものがあり得ると考えております。
また、これに加えまして、戦闘といふ特殊な任

務に伴う極端な危険の度合いというものを、危険を伴う他の任務に支給される手当と比較して、ど

のぐらいの危険と評価して、どのぐらいの金額の手当が適当なのかも、こういった事務的な検討作

業がかなり難しく、現時点でいまだ金額を定めるに至ってはおりませんけれども、委員御指摘のところ、防衛省防衛費に当たる衆議院予算の確保の重

おり、防衛出動任務に当たる隊員派遣の確保の重要性を踏まえて、更に事務的な検討の推進に努力をしてまいります。

○太委員 今の御説明にありました、結局は決めていないということですね。

それで、私も、もちろん、我が国の防衛政策上、いろいろな意味で機密の部分に関わってくる

んじやないかと。そういういた意味で、逆に、決められないものであれば、そういうふうに、しつかり二本もぎのしげ一月三日三月三日

と本来であれば自衛官に対しても説明すべきだと思つておりますが、そういうことなく、十八年間以上ですか、十九年間、ずっと放置してきたこと

が私は問題だと思っておりまして、本当に決めるんですか、検討すると言つて。

それでは、いつ決めるのか。そこをもう一度、事務的で構いませんので。大臣、是非とも御見解

を。本当に、早急に決めないことには、おかしなことになると思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○岸国務大臣 いいいたします。

一部、先ほども御答弁申し上げましたけれども、防衛出動によつてその任務に当たる隊員に對

する処遇について、まず、隊員が誇りを持つて任務に取り組んでいただくことが何より重要だと思っております。そういう点をしっかりと考えながら、これらの点を、適切な処遇となりますよう、不斷に検討してまいりたいと考えております。

○太委員 大臣、どうか、ずっと検討と言つて、十八年間たつております、いつ検討されるのか、もう一度お伺いします。

○岸国務大臣 時期については差し控えさせていただきたいと思いますけれども、早急にこの問題については考えていかなければいけないと思つております。

○太委員 時期を是非とも私は言つていただきたかったんですが、大変残念であります。

いずれにしろ、決めずに検討をずっと続けていれる、これは私は、自衛官に対する、本当に失礼なというか、敬意を失いたい状況だと思つております。どうかこの点、改めてお願ひして、次へ移りたいと思います。

これも午前中に伺つた点なんですが、もう一度、自衛官の待遇、給与体系について、申し訳ございませんが、もう一度確認させていただきたいと思つております。

今、國際情勢そしてウクライナ情勢を含めて大変厳しい中で、大臣も、あるいは總理も、抜本的な我が国としての様々な防衛力を強化するための取組を進めていくふうに発言されておりますが、改めて、私は、自衛官に関しては独自の給与体系にすべきだと思っております。それに関して、是非とも大臣に。

今は警察に準ずる形で自衛官の給与が決められております。元々の出発の時点からの経緯があると思っておりますが、御説明いただきました。自衛官と警察の違いに関して、大臣の御見解を前に通告しておりますので、是非とも教えていただきたく、お願ひいたします。

○川崎政府参考人 事務方より、細かい点を御答弁申し上げます。

警察の任務は公共の安全と秩序の維持である一方、自衛隊の任務は国の安全の維持であるという意味で、両者の任務はもちろん異なっているわけですが、ござりますけれども、両者とも、一般的な行政職に比べると体力的な負担が大きいという意味で、勤労の強度で似通っている、類似する面があると考えております。

また、緊急事態が起りますと、二十四時間の対応や休日対応が必要になります、あるいは任務遂行の過程で身体、生命の危険を伴うことがあるといった、勤務時間や勤務環境においても類似する面があるというように考えておりまして、こうながら自衛官の俸給を決定しているという状況でございます。

○太委員 事務的な答弁ということでは分かりましたが、残念ながら、大臣の御見解をどうか。簡単に構いませんので、御認識を含めてお願ひいたします。

○岸国務大臣 全体の答弁については今局長からお話をあつたとおりですけれども、自衛官は国家公務員でございますので、まず、給与制度は信頼性や公共性というものが何より極めて重要でございます。そういう意味で、自衛官と警察官との比較というのも、先ほどから申し上げていることでござりますけれども、まず、給与制度の信頼性、公正性を確保してまいりたいと考えております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。ただ、もっと根本的なところで、私としては、国際情勢が大きく変動していく中で、七十年以上前のそのままの仕組みでいいのかどうか、そこを含めて、本来であれば、私としては今こそ、先ほども言いました、自衛官の募集がなかなか進まない、中途退職者もどんどん増えていく中で、やはり、新たな工夫、さらには、自衛官の皆さんに、まさに誇りと、士気高い中で任務を果たしていくため、そういった環境整備というのがまさにいただく、そういった環境整備というのがまさに政治の役割だと思っておりますので、どうか引き

続き御認識いただきまして、御対応いただきたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に行きます。

こちらも通告しております、国民保護の体制の充実についてということで質問させていただきます。こちらは、政府参考人の方で教えていただきければと思いますが、

我が國として今まさに、先ほど自衛官の待遇等を聞きましたが、それで、国民をしっかりと守り抜ける、そういう体制になつてあるのかどうか、そこを私はここでお伺いしたいと思つております。存立危機事態や重要影響事態では国民保護法は適用されると明確に規定されているでしょうが、お願いいたします。

○澤田政府参考人 お答えいたします。

国民保護法は、我が國への直接攻撃や物理的な被害からいかにして国民やその生活を守るかという視点に立ちまして、そのため必要となる警報の発令、住民の避難や救援等の措置を定めたものでございます。

坂に、存立危機事態であつて、警報の発令、住民の避難や救援が必要な状況とは、まさに我が国に対する武力攻撃が予測あるいは切迫している事態と評価される状況にはかなはず、この場合は併せて武力攻撃事態等と認定をいたしまして、国民保護法に基づく措置を実施するものでござります。

○太委員 お答えいたしました。

大臣、

このようなことから、国民保護法については、存立危機事態の認定を新たに定める要件は必要はないとしておりますが、武力攻撃事態等の認定について政府として適切に判断を行い、国民保護法を適用することにより十分対応ができるものと考えております。

○太委員 私の質問は、明確に規定されているか

○澤田政府参考人 お答えいたします。

存立危機事態において、直ちに国民保護法が適用されるというふうには明確には規定されておりません。

○太委員 そこは今、大きな問題だと思っており

ます。

昨年の日米首脳会談は四月でしたか、それ以降、大分、我が國でも台湾有事ということが、相

当、政府からもそういった発言が出てきていると思つておりますし、ウクライナ情勢を受けて、我々としては、東アジアの中でどう国を守つてい

くのか、そして何よりも国民を守つていくのか、そのことをしていかなければいけませんが、今の答弁だと、政府はしっかりと国民保護の動きがで

きるということをしようか。できないというふうに私は認識しておりますが。

大臣、一応、もし可能でしたらということでお答えいただきたいと思つて、昨日の時点で質問通

告をしておりますが、御見解をお聞かせいただけますでしょうか。お願ひいたします。

○岸国務大臣 今御答弁がありましたとおり、明確には国民保護法が適用されるということではないということあります。(太委員)「それによろしくどうよろしく」と呼ぶ)明示的にはそういうことがあります。

○太塚委員長 指名に従つて発言するようにしてください。

太君。

○太委員 はい。

ですけれども、大臣、それで本当に国民をしっかりと保護していくける、住民を避難させていくけるというふうな認識でいらっしゃることでよろしいでしょうか。もう一度、この点、お伺いいたします。

○太委員 私の質問は、明確に規定されているか

○太委員 是非とも大臣の御見解をいただきたいと思つております。

といいますのも、私、南西諸島、沖永良部島の出身なんですが、まさに、専門家にも言われております、沖縄を含めた南西諸島では、国民保護で島民を避難させる上で、普通の状況でも、平時でも三週間ぐらいかかるだろうと言われております。

そういうたどきに、明確に存立危機事態ある

ことは重要影響事態のときに国民保護法が適用されると規定されていない、この現実は私は相当深刻だと思つております。

そういう意味で、何とか、国民保護法にしつかりとこの点を、存立危機でも、あるいは我が國に直接武力行使がない事態でも、そこをしつかりと想定しながら、国民を、住民をしっかりと守るというふうに書き直しをしていただけないか。その点、大臣の御見解をどうかお願ひいたします。

○岸国務大臣 先ほどからの繰り返しになりますけれども、重要影響事態や存立危機事態であつて、警報の発令、住民の避難や救援が必要な状況、まさに我が国に対する武力攻撃が予測あるいは切迫している事態と評価される状況にはかならぬわけござります。この場合は、併せて武力攻撃事態と認定して、国民保護法に基づく措置を実施するものであります。

○太委員 残念ながら、今、南西諸島防衛ということで政府が日々尽力していただいていることは私も分かつておりますが、一方で島民は安心できないと思つております、こんな状況では。ですか

ら、私は、スマーズにしっかりと、強い政府の意思を示す上でも、しっかりとこの国民保護法というのを改正していただきかなきやいけないと。

最近の、NSCですか、兼原さん、玄葉先生はいらっしゃいましたね、昨年、シンポジウムの中でも言つてはいるんですよ、台湾有事という言葉を使つてはいる。台湾有事の際に国民保護法は適用されないと。これをやはり書き直さなきやいけないと、最近まで政府の中にいた方も言つていま

す。

あるいは、危機管理の専門家も、こういった島民をどう具体的にやつしていくのか、小さな島の小さな自治体が主体になって。もちろん自衛隊は、国民保護の、島民を避難させる業務にはどんどん従事できないですよ。有事の際には。

そういういつたところを明確に規定していないというのは、相当、政府の、私は今からでも遅くないと思っておりまます、早急に、まず国民保護法をしっかりと、我が国への直接の武力行使じゃなくかったとしても、しっかりと国民を守つていく、そういうことを、是非とも大臣に、大臣のリーダーシップで前へと進めていただきたいと思っておりますので、もう一度御返答をお願いいたします。

○大塚委員長 防衛大臣の所管の中での答弁、限りがあると思いますが、御指名ですから、大臣がいきますか、それとも内閣官房がいきますか。

内閣官房澤田内閣審議官。
○澤田政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘の住民の避難あるいは救援が必要な状態で、国民の保護が必要な状態となれば、併せて武力攻撃事態あるいは武力攻撃予測事態という形で認定をいたしまして、国民保護法を適用することにより国民を守つていくものと考えております。

○太委員 残念ながら、この時点では、私は、島民もそうだと思います、政府がしっかりと自分たちのことを守つてくれるというふうに確信は持てないと思っております。

私は、外交とか安全保障というのは党派とかは関係ないと思っています。オール・ジャパンでこそやらなきやいけないと思っております。そう教えられてきましたので。是非とも、そういった視点から、引き続き、私自身も研さんを積みながらこの防衛問題にしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので。

時間になりましたので、これで終了いたしま

す。どうもありがとうございました。

○玄葉委員 玄葉光一郎君。

本日議題になつております在外邦人等の輸送の要件等の見直しの問題で、まず質問をさせていた

思います。

この見直しが提案をされたというのは、昨年の

アフガニスタンにおける邦人及びアフガン人協力者の退避作戦の経験を踏まえてということでござります。

今回の事案につきましては、いろいろな評価はあります。

あり得るかもしれませんけれども、少なくとも日本としては、当初 アフガニスタン人の日本への協力者の退避に関して残念ながら失敗をしてしまったということだと思います。結果として影響は最小限で済んでおりましたけれども、しかし、日本への協力者を仮に保護できなくて、その後、日本人への協力者の皆さんのが路頭に迷うということに今もなつていれば、日本のこれから平和構築に大きな影響が出たというふうに考えておりまして、やはり、このことについてしっかりと反省あることは教訓といふものを導きながら、この問題を考

えていかなければならぬだろうというふうに思っています。

今日、基本的に聞きたいのは、何で韓国にできて日本にできなかつたのかということなんですか

れども、その前に、岸大臣、今回の改正、こうした提案がなされていましょうけれども、基本的なこと

ドイツは、カブール陥落が八月十五日ですけれども、二十六日までの十一日間で四千五百人を救出しています。ドイツ人五百人、アフガニスタン人四千人。韓国は、協力者を含めて四百人弱を退避させています。

なぜ韓国にできなかつたのか、このことについてお答えをいただきたいと思います。

○鈴木副大臣 お答えさせていただきます。

まず、本件でありますけれども、自衛隊機による退避オペレーションに関しまして、政府としてありますけれども、その前にこの改正がなされています。岸國務大臣 昨年のアフガニスタンの事例では、事態がまさに刻一刻と変化していく当時の状況下においては可能な限りの対応を行つたと認識しております。

八月の十四日までに、民間チャーター機による

アフガンの事例が、経験としてはこれは大変貴重でありますし、そのことを、情報収集の充実とか、

政府部内の連携強化、意思決定の迅速化、こういった改善点は今の輸送に係るオペレーションに生かしておるところでございます。

具体的に、十一月から十二月にかけてエチオピアの情勢もございました。そうした中、エチオピアの情勢悪化を踏まえて、在外邦人等の輸送が必要となる場合に備えて、迅速に防衛省と外務省から成る調査チームをジブチに派遣するということをやつたわけでございます。そういう意味では、今回の経験も十分に生かしていかなければいけないというふうには思つております。

○玄葉委員 今のお話だと、仮にこの改正がある場合には同じだった、そういう認識だというこ

とだと思います。

冒頭の問い合わせに戻りますけれども、では、なぜ韓国にできなかつたのかということです。

ございます。事前に外務省にはかなりしっかりと御承知のとおり、イギリスは、大使を現地にどめてアフガン人へのビザを発給し続けました。ドイツは、カブール陥落が八月十五日ですけれども、二十六日までの十一日間で四千五百人を救出しています。ドイツ人五百人、アフガニスタン人四千人。韓国は、協力者を含めて四百人弱を退避させています。

なぜ韓国にできなかつたのか、このことについてお答えをいただきたいと思います。

まず、基本的に認識を問いたいと思います。その後、関係国と連携をし、輸送の安全を確保した上で迅速に自衛隊機の派遣を行い、退避について準備を整えておりました。その後にカブール空港でのの大規模な爆弾テロというものが発生をし、輸送対象者の安全を第一に考えた結果、市内の輸送を一時中断することを余儀なくされました。

しかししながら、最終的に、退避を希望される邦人一名及びアフガニスタン人の十四名は自衛隊機で輸送することができました。当時の状況を踏まえますれば、自衛隊機派遣に係るこうした判断は適切なものであったと考えます。

なお、委員の、韓国ができる中において日本はという比較でありますけれども、日本以外の各国

は整えておりました。また、それと並行し、十四日夜の時点で防衛省に対し自衛隊機の利用可能性についても内々打診をしておりました。

しかし、十五日に、委員御指摘のようにカブールが陥落をいたしまして、カブール国際空港の民間機が運航を停止して以降、非常に混乱を極めていた空港の状況等を踏まえまして、これまでの計画を一から再検討する必要が生じたところであります。外務省から防衛省に対し、自衛隊機の利用可能性についての検討は一旦ホーリドしてほしい旨を伝達させていただきました。

また、まずは、カブール空港を利用している各

国の軍用機の余席、その提供についても要請をさせていただきましたが、その段階では確保が難しいことも判明をいたしました。

並行して、カブール国際空港の混亂の収束状況、各国軍用機の離着陸を含む空港の運営状況を見極めながら、退避実現のための様々な手立てを検討しました。その結果として、最終的に、自衛隊機の派遣が可能な状況となりまして、それを受け、また、それが最も効果的でかつ有効的な手段である、このような結論から、外務省から防衛省に、二十日でありますけれども、自衛隊機派遣の具体的検討というものをいま一度要請させていただいたところであります。

そこで、関係国と連携をし、輸送の安全を確保した上で迅速に自衛隊機の派遣を行い、退避について準備を整えておりました。その後にカブール空港でのの大規模な爆弾テロというものが発生をし、輸送対象者の安全を第一に考えた結果、市内の輸送を一時中断することを余儀なくされました。

しかししながら、最終的に、退避を希望される邦人一名及びアフガニスタン人の十四名は自衛隊機で輸送することができました。当時の状況を踏まえますれば、自衛隊機派遣に係るこうした判断は適切なものであったと考えます。

なお、委員の、韓国ができる中において日本は